

国際家庭・交際相談支援ネットワーク構築調査事業 業務委託企画提案募集要領

1 委託業務の名称

国際家庭・交際相談支援ネットワーク構築調査事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 目的

平成31年4月13日に北谷町で米海軍兵による女性殺人事件が発生した。沖縄県警察や米軍の報道発表によると、以前より、殺害された女性から加害者とのトラブルがある旨の訴えがなされており、県警により人身安全関連事案として保護対象とするとともに、米軍による軍事保護命令（Military Protect Order、通称「MPO」と呼ばれる。）が出されていたが、被害の拡大を防ぐことができなかった。

このような事件を二度と起こさないために、家庭問題や交際トラブル等に関する在沖米軍の相談支援制度及び沖縄県内の相談支援制度の運用実態を把握し、県と在沖米軍の関係機関が密接に連携して、家庭・交際問題に関する相談支援を行う体制を沖縄県内に構築する必要がある。

本調査事業は、米軍関係の家庭・交際問題について、沖縄県と在沖米軍の相談支援機関の連携強化を目的に、在沖米軍及び沖縄県内の各種制度の運用実態を調査し、相談支援機関のネットワーク構築の可能性を整理することを目的とする。

4 委託の上限額

委託料の上限は、19,611,000円（消費税及び地方消費税含む）とする。

5 委託業務の内容

仕様書のとおり

6 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第7条第2項(昭和47年7月20日告示69号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 自己又は自社の役員等(コンソーシアムの場合は、構成員も同様)が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (7) 業務進捗状況や打ち合わせを県担当課において円滑に実施できる体制を有すること。
- (8) コンソーシアムの場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。
 - イ コンソーシアムの構成員が単体法人として重複参加していないこと。

7 応募方法及びスケジュール

- (1) 質問事項受付
質問書(様式1)により電子メールにより提出すること。

- ① 受付期限 令和2年5月1日(金)17時
 - ② 提出方法 沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課
電子メールアドレス yamakada@pref.okinawa.lg.jp
 - ③ 回答方法 令和2年5月8日(金)までに青少年・子ども家庭課ホームページに掲載する。
- (2) 企画提案参加届の提出期限 (1部)
令和2年5月13日(水)17時(厳守)
- ※ 下記「8 応募書類」の様式2～4の書類一式(単独法人の場合は、様式3は不要)を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。持参の場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県庁舎の入場制限がある可能性がありますので、青少年・子ども家庭課の担当者へ、事前に持参日時を電話にてご連絡ください。
- ※ 企画提案参加届を提出しない場合は、参加資格を満たさない。
- (3) 企画提案書の提出期限 (10部)
令和2年5月20日(水)17時(厳守)
- ※ 様式の書類一式を郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように送付すること。
- (4) プレゼンテーション審査
令和2年5月28日(木)午後(予定)
- ※ 対象者に対して、別途時間と場所を通知する。
- (5) 委託契約締結
令和2年6月頃予定
- 企画選定第1位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。ただし、採択条件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあります。
- 県と第1位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募する。

8 応募書類

(令和2年5月13日(水)提出期限)・・・1部((1)~(3))

- (1) 企画提案参加届 : 様式2
- (2) 協定書 : 様式3 (コンソーシアムの場合のみ)
- (3) 誓約書 : 様式4 (全構成員分)

(令和2年5月20日(水)提出期限)・・・10部((4)~(11))

- (4) 表紙(企画提案書) : 様式5
- (5) 会社概要 : 様式6 (全構成員分)
- (6) 業務実績 : 様式7 (全構成員分)
- (7) 企画提案書 : 任意様式(下記8を参照)
- (8) 経費見積書 : 様式8
- (9) 経費見積書の明細 : 任意様式
- (10) 作業スケジュール : 任意様式
- (11) 執行体制 : 任意様式

9 企画提案書の内容

本事業の企画提案書は、別添業務委託仕様書の内容をすべて満たすものとし、かつ、次に掲げる要件に留意し、提出するものとする。

- (1) 別添業務委託仕様書の内容をすべて満たすこと。
- (2) 企画提案書は25頁以内とする。様式は原則、A4判とするが、A3判を使用する場合には、折りこみとすること。
- (3) 企画提案書において、連携先等の具体的な企業名称を記載する場合は、企画提案事業者において、先方の了承を得ること。
- (4) 企画提案書は、企画提案書として「7応募書類(4)~(11)」の書類を一式にまとめて、インデックス付きの仕切りを入れ、10部提出すること。

10 委託候補事業者の選定(審査の実施)

- (1) 第一次審査(書類審査)

応募のあった者について、6に定める参加資格を満たす者であるか審査を行う。

また、応募多数の場合は、書類審査において、原則3社を選定する。

書類審査結果、選定された者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電話または電子メールにより通知する。

結果通知日: 令和2年5月22日(金) 予定

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

選定委員会において、応募者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容等についてプレゼンテーションを行った後、委員会においてその内容を審査し、委託候補者の順位を決定する。

審査会場への入場者は3名以内とする。

(3) 評価基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- ② 実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- ③ 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
- ④ 妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）
- ⑤ 総合評価

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（※）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※ 契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定す

る金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。

12 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課 母子福祉班（担当：山川）

電話：098-866-2174 F A X：098-868-2402

Email：yamakada@pref.okinawa.lg.jp